

富山市告示第159号

特定空家等について措置を行うべき旨の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第14条第10項後段の規定により公告する。

令和4年5月13日

富山市長 藤井裕久



1 当該建築物の所在地等

所在地 富山市長江新町四丁目355番地4
家屋番号 355番4
種類 居宅
構造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
床面積 109.27㎡

2 所有者等が行うべき措置の内容

当該建築物の除却

3 必要な措置に係る措置の履行期限

令和4年5月27日

4 市長等による措置

建築物の所有者等が3の履行期限までに2の措置を行わないときは、法第14条第10項前段の規定により、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が2の措置を行うことがある。

5 動産等の取扱い

市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置される動産等を撤去し、処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、3の履行期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し引き渡すよう6の問合せ先へ通知すること。

6 問合せ先

富山市活力都市創造部居住対策課

電 話 076-443-2113

FAX 076-431-7670